



平成27年11月5日
四国地方整備局

記者発表資料

四国地方整備局、港湾管理者、港湾関係団体の三者による災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定を締結

～ 全国規模の港湾関係団体による支援体制の確保 ～

【概要】

南海トラフ巨大地震など大規模広域災害の発生に対応するため、四国地方整備局と管内の重要港湾及び防災拠点港（※「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」において、災害時の緊急避難、緊急物資輸送に迅速に対応するために選定した港）の港湾管理者と港湾関係団体（民間）との間で「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的な協定」を「津波防災の日」である平成27年11月5日に締結しました。

【効果】

南海トラフ巨大地震など大規模災害発生時においては、広範囲にわたる被災が予想され、特に津波被害等により甚大な被害が予想される港湾においては、発災後の緊急輸送や地域産業の早期復興等のため迅速かつ円滑な応急対策や復旧・復興が望まれております。全国規模の港湾関係団体と協定締結をすることで、全国的な技術力・資機材等の協力が得られ、災害対応力が強化されます。また、四国地方整備局が港湾管理者と港湾関係団体の間に調整役として入ることにより、迅速かつ円滑に災害応急対策等が実施される等の効果が期待できます。

【協定締結機関】

四国地方整備局、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、坂出市、新居浜港務局、今治市、八幡浜市、一般社団法人日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部、一般社団法人海洋調査協会、四国港湾空港建設協会連合会、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会、一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部

【問合せ先】

四国地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課長 新見 泰之
課長補佐 沖 孝文
TEL 087-811-8333（直通）

四国地方整備局管内における包括的協定の概要

【目的】

災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資するため、四国地方整備局、四国管内の各港湾管理者、港湾関係団体で協定を締結する。

【効果】

- 災害発生時に、港湾の専門的な技術・資機材等を有する港湾関係団体に災害応急対策を要請することが可能となり、港湾における災害対応力の強化に資する。
- 大規模災害発生時には、四国地方整備局が必要な調整を実施することで、重要性・緊急性をふまえて、人員・資機材等が派遣されるようになる。

